

女性のためのつながりサポート事業 (県央・県北)運営業務

企画提案実施要領

令和 3 年 6 月
岩 手 県

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「女性のためのつながりサポート事業（県央・県北）運營業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務名
女性のためのつながりサポート事業（県央・県北）運營業務
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで
- (3) 募集する企画提案の内容
資料2「女性のためのつながりサポート事業（県央・県北）運營業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額
8,747千円以内（税込）
※ 本委託事業は、現在、県が国に対し応募している地域女性活躍推進交付金の交付が決定されることを前提に進めているため、同交付金の交付が決定されなかった場合又は交付額が修正された場合には、手続きを変更又は中止することがあること。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画提案参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、資格要件を満たす者複数が共同して提案を行うこともできるものとする。

〔参加資格の要件〕

- (1) 特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、営利を目的としない法人（宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人を除く。）であること。なお、株式会社等の民間企業は資格要件対象外とする。また、「協議会」など共同体により応募する場合は、以下のいずれの要件も満たすこと。
 - ア 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
 - イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
 - (2) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (7) 企画提案書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 過去3年間に同種（同規模）又は類似事業等を実施した実績があること。

3 企画提案手続き等に関する事項

(1) 担当部署

岩手県環境生活部若者女性協働推進室
 住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
 電話：019-629-5348 FAX：019-629-5354
 電子メールアドレス：AC0006@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画提案に関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）> 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > コンペ > コンペ参加者募集情報

【交付資料】

資料1	企画提案実施要領（本書）
資料2	業務仕様書
資料3	企画提案書作成要領
資料4	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

① 受付期間

令和3年6月30日（水）午後5時まで

② 受付場所

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（連絡先は上記「(1) 担当部署」を参照）

③ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はFAXにより提出すること。

④ 回答方法及び期日

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、令和3年7月1日（木）までに岩手県公式ホームページに掲載する。

4 企画提案書等について

企画提案参加者は（共同提案の場合は代表者）は、【資料3 企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和3年7月2日（金）午後5時〔必着〕

③ 提出先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（住所等は上記「(1) 担当部署」を参照）

④ 提出方法

持参・郵送・電子メールによる。

- ・ 郵送の場合は、書留郵便にて、期日までに必着のこと。

※ 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(4) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出された提案
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該等する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

- ① 開催日時（予定） 令和3年7月5日（月）
- ② 開催場所（予定） 岩手県庁内
- ③ 開催方法等

審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて書面審査により行う。

(3) 受託候補者の決定

- ① 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- ② 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ③ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 留意事項

受託候補者との委託契約締結にあつては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、県と受託候補者が提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

7 公正な企画提案実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画提案参加に要する経費について

企画提案参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 手続きの停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続きの停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) その他

- ① 参加届出書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

〔参考：本企画提案に関するスケジュール（予定）〕

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 実施要領等に関する質問票の受付期限 | 6月30日（水）午後5時 |
| ② 質問事項に関する県の回答期限 | 7月1日（木） |
| ③ 企画提案書等提出期限 | 7月2日（金）午後5時 |
| ④ 企画提案選考委員会（書面審査） | 7月5日（月） |
| ⑤ 受託候補者決定 | 7月6日（火）頃 |
| ⑥ 契約締結 | 7月上旬頃 |

【様式 1 - 1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
御担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
FAX : _____

実施要領等に関する質問票

女性のためのつながりサポート事業（県央・県北）運營業務

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔注意事項〕

- 1 令和3年6月30日（水）午後5時までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- 2 原則として電子メール又はFAXで送付のこと。
(アドレス : AC0006@pref.iwate.jp、FAX : 019-629-5354)
- 3 1つの質問項目について1行使用のこと。